**国民健康保険に加入している皆様へ**

**新型コロナウイルス感染症の影響により、**

**次の要件を満たす方は、保険税が**

**申請により減免となります。**

**【保険税の減免の対象となる方】**

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方　　　⇒　 保険税を全額免除
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる世帯の方　　　　 ⇒　 保険税を減免

**※保険税が一部減額される具体的な要件**

世帯の主たる生計維持者について（１）から（３）までの全てに該当する方

（１）事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10 分の３以上減少する見込みであること

（２）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

（３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入減・事業等の廃止・失業を証明する書類が必要となります。

（令和元年のすべての所得が分かる物・今年の売上台帳・給与明細、廃業届の控、退職証明書など）

|  |
| --- |
| **〇　保険税の減免額は、減免対象保険税額（A×B÷C）に減免割合（D）をかけた金額です。** |
| **減免対象の保険税（料）額（A×B÷C）**A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 | **合計所得金額に応じた減免割合（D）**300万円以下の場合 ： 全部（10分の10）400万円以下の場合 ： 10分の8550万円以下の場合 ： 10分の6750万円以下の場合 ： 10分の41,000万円以下の場合：10分の2 |
| ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得にかかわらず、対象保険料の全額を免除 |
| お問い合わせは小海町役場町民課　92-2525までお願いいたします。 |